

舞鶴市新型インフルエンザ等対策 行 動 計 画

平成 26 年 10 月

舞 鶴 市

「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」

目 次

I. はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定等 1
- 2 舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 2

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 3
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 4
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 6
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 7
- 5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担 10
- 6 市行動計画の主要7項目 13
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報提供・共有
 - (3) まん延防止に関する措置
 - (4) 予防接種
 - (5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置
 - (6) サーベイランス・情報収集
 - (7) 医療
- 7 発生段階 20

III. 各段階における対策 22

- 1 未発生期 23
 - (1) 実施体制
 - (2) 情報提供・共有
 - (3) まん延防止に関する措置
 - (4) 予防接種
 - (5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置
 - (6) サーベイランス・情報収集
 - (7) 医療

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 2 | 海外発生期 | 28 |
| | (1) 実施体制 | |
| | (2) 情報提供・共有 | |
| | (3) まん延防止に関する措置 | |
| | (4) 予防接種 | |
| | (5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置 | |
| | (6) サーベイランス・情報収集 | |
| | (7) 医療 | |
| 3 | 国内発生早期 | 31 |
| | (1) 実施体制 | |
| | (2) 情報提供・共有 | |
| | (3) まん延防止に関する措置 | |
| | (4) 予防接種 | |
| | (5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置 | |
| | (6) サーベイランス・情報収集 | |
| | (7) 医療 | |
| 4 | 国内感染期 | 37 |
| | (1) 実施体制 | |
| | (2) 情報提供・共有 | |
| | (3) まん延防止に関する措置 | |
| | (4) 予防接種 | |
| | (5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置 | |
| | (6) サーベイランス・情報収集 | |
| | (7) 医療 | |
| 5 | 小康期 | 43 |
| | (1) 実施体制 | |
| | (2) 情報提供・共有 | |
| | (3) 予防接種 | |
| | (4) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置 | |
| | (5) サーベイランス・情報収集 | |

(別添) 特定接種の対象となり得る業種・職務について 45

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 53

【用語解説】 55

I.はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定等

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され平成 25 年 4 月に施行された。

2 舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

舞鶴市(以下「市」という。)は、特措法第8条の規定により、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」及び「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「府行動計画」という。)」に基づき、本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)」を策定する。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、新型インフルエンザ等が発生し、国において新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が設置された場合に、京都府(以下「府」という。)に京都府新型インフルエンザ等対策本部(以下「府対策本部」という。)が設置され、市は国内のいずれかの地域において、政府対策本部が特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が発出された場合に、舞鶴市長を本部長とする舞鶴市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、庁内各部署一体となった対策を強力に推進するため、舞鶴市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月29日市条例第17号。以下「条例」という。)を制定した。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、市行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

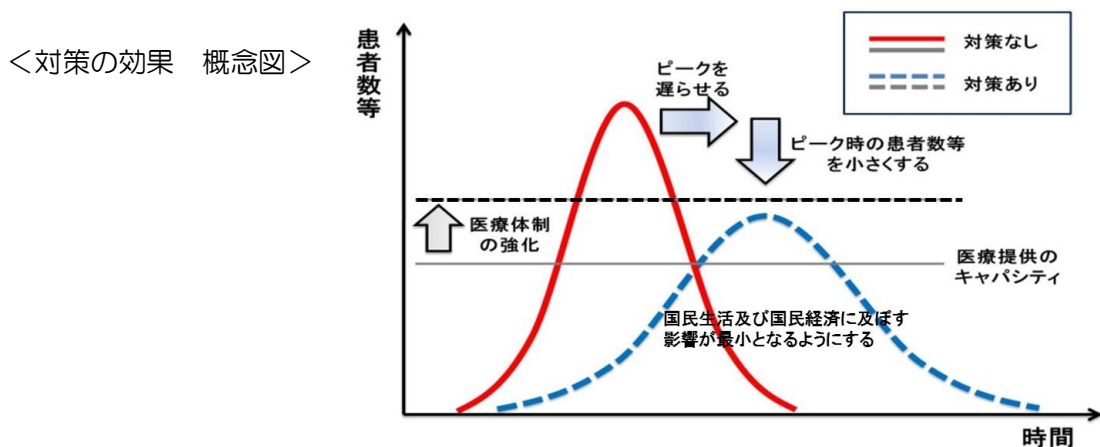
Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、国は、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとしている。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市においても、全庁をあげて、国、府、関係機関と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていく。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。（市における具体的な対策については、「Ⅲ.」において、発生段階毎に記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定するとしている。

国内で感染が拡大した段階では、市は、国、府、近隣市町村、その他事業者等と相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

総論

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は、以上のような政府行動計画並びに府行動計画の考え方を踏まえて策定したものである。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市、府又は指定（地方）公共機関は、相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等発生のおそれがある時又は発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ対策的的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

市及び府は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、府は、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示（以下「要請等」という）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、市はそれに協力する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、府対策本部と相互に緊密な連携・協力を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長から府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合には、速やかに所要の総合調整を要請する。

4 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きつつ、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

この推計を京都府及び舞鶴市にあてはめると、医療機関を受診する患者数は府では約27.7万人～約52万人（中間値約35.8万人）、市では、約0.9万人～約1.8万人（中間値約1.3万人）である。この上限値府約52万人、市約1.8万人を基に、新型インフル

エンザの病原性が中等度の場合と重度の場合における入院患者数及び死亡者数を推計したところ下表のとおりである。

| 病原性 | 中等度 | | 重度 | |
|--------------|---------|------|---------|--------|
| | 京都府 | 舞鶴市 | 京都府 | 舞鶴市 |
| 入院患者数 | 11,000人 | 365人 | 41,000人 | 1,380人 |
| 死亡者数 | 3,400人 | 116人 | 13,000人 | 442人 |
| 1日あたり最大入院患者数 | 2,080人 | 71人 | — | — |

・これらの推計に当たって、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある。併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

・人口の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設

総論

設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前（以下、「未発生期」という。）は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で特措法第 18 条の規定により基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 地方公共団体の役割

府及び市町村は、公衆衛生部局と危機管理部局を中心とした全庁的な体制により、危機管理体制を構築し、社会機能の維持、医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、啓発等の対策を総合的に推進する。

(1) 府

府の各部局においては、府行動計画等に基づき関係部局、関係機関と連携し具体的な対策を検討し、部局別マニュアルを作成する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における基本的対処方針を踏まえつつ、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域の状況に応じて判断を行い、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府庁の業務継続を図る。

また、対策の推進にあたっては、国・市町村・他府県・関係機関及び事業者と連携を図る。

特に京都府内に、多くの大学が所在し、また、観光旅行者が多数訪れることから、大学や観光関係団体・事業者との情報の共有と連携について留意する。

(2) 近隣府県及び広域連合

府、近隣府県及び広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、以下の事項等について、相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応をとるよう努めるものとする。

<広域連携対応の分野(例)>

- 勤務地又は通学地と住所地が異なる感染事例への対応
- 公共交通機関、ライフライン企業等関係機関への要請
- 国への要望等風評被害への対応
- 府県境界地域での医療機関情報等の共有
- 啓発広報
- 報道機関への情報提供基準
- その他必要な事項

(3) 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、情報収集・提供等の広報活動、新型インフルエンザ等発生時の要援護者(家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者等)への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、府や近隣市町等と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、未発生期から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関の役割について

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 市民

未発生期において、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている予防接種等の対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6. 市行動計画の主要7項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置」、「(6) サーベイランス・情報収集」、「(7) 医療」の7項目に分けて立案している。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、市は、府、近隣市町村及びその他事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

未発生期においては、庁内各部署等において、事前準備の進捗を確認し、各部署間の連携を確保しながら、取り組みを推進する。さらに、関係部署においては、府や近隣市町、市内事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生し（以下「海外発生期」又は「国内発生早期」という。）、政府対策本部、府対策本部が設置された場合は、庁内各部署一体となった取り組みを推進するため、舞鶴市新型インフルエンザ等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が、特措法に基づき、国内のいずれかの地域において緊急事態宣言を発出した場合は、庁内各部署一体となった対策を強力に推進するため、条例に基づき、市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は未発生期から、市行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要がある。

◇新型インフルエンザ対策本部の設置等

ア. 未発生期の体制

未発生期においては、庁内各部署において、事前準備の進捗を確認し、情報共有する等、連携を確保しながら発生に備えた準備を進める。

イ. 海外発生期又は国内発生後早期の体制（連絡調整会議の設置）

海外発生期又は国内発生早期から国内のいずれかの地域における緊急事態宣言が行われるまでにおいては、市長を座長とする連絡調整会議を設置し、庁内各部署間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。

| 区分 | 構成員 |
|--------|--|
| 連絡調整会議 | （座長）市長 （副座長）副市長、危機管理監、教育長、病院事業管理者 （構成員）企画管理部長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、下水道部長、水道部長、会計管理者、消防長、教育委員会理事、教育振興部長、市民病院事務局長、議会事務局長、保健福祉部次長 |
| （事務局） | 保健福祉部（健康増進課） |

ウ. 国内感染期（緊急事態宣言時）の体制（市対策本部の設置）

政府対策本部長が、特措法に基づき、国内のいずれかの地域において緊急事態宣言を行った場合には、速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

| 区分 | 構成員 |
|------|--|
| 対策本部 | （本部長）市長 （副本部長）副市長、危機管理監、教育長、病院事業管理者 （本部員）企画管理部長、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設部長、下水道部長、水道部長、会計管理者、消防長、教育委員会理事、教育振興部長、市民病院事務局長、議会事務局長、保健福祉部次長 |

| | |
|-------|------------------------------|
| (事務局) | 保健福祉部（健康増進課）、危機管理室（危機管理・防災課） |
|-------|------------------------------|

工. 市対策本部の主要所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、以下のとおり定める。

- 新型インフルエンザ等対策に係る総合企画、調整（実態把握、まん延防止策、広報啓発等）
- 関係課・関係機関に対する総合指揮命令及び調整
- 関係情報の総合収集、分析及び提供
- 府及び関係市町、市内事業者等との調整

(2) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、府、市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、府、市町村、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、市のみならず、国、府、近隣市町村、関係機関、事業者、地域等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、府と協力して情報提供に努める。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者等、情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に府と協力して情報提供を行う。

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、未発生期においても、市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、市内事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局と教育委員会

等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市対策本部における広報・広聴担当者を中心としたチームを設置し、広報・広聴担当者が適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(3) まん延防止に関する措置

ア. 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

イ. 主な感染拡大防止策

個人における対策については、府内における発生の初期の段階から、府は新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行い、市は、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、府内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、府や近隣市町、市内事業者等と連携し取り組みを進める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

(4) 予防接種

ア. ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

イ. 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者については、別添の表（45 ページ以降）によるところとなっている。

ウ. 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が発出されていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）による接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

＜接種順位に関する国の基本的な考え方＞

- 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

(6) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、市は、市が設置する学校・保育所及び医療機関等において、国及び府が

実施する各種のサーベイランスに協力するものとする。

また、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立し、府内のサーベイランス体制を構築した際に、これに協力する。

(7) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市は、府が設置する二次医療圏等の圏域を単位とし、府保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、協力医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することに協力する。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画及び府行動計画による段階を適用する。政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとしている。

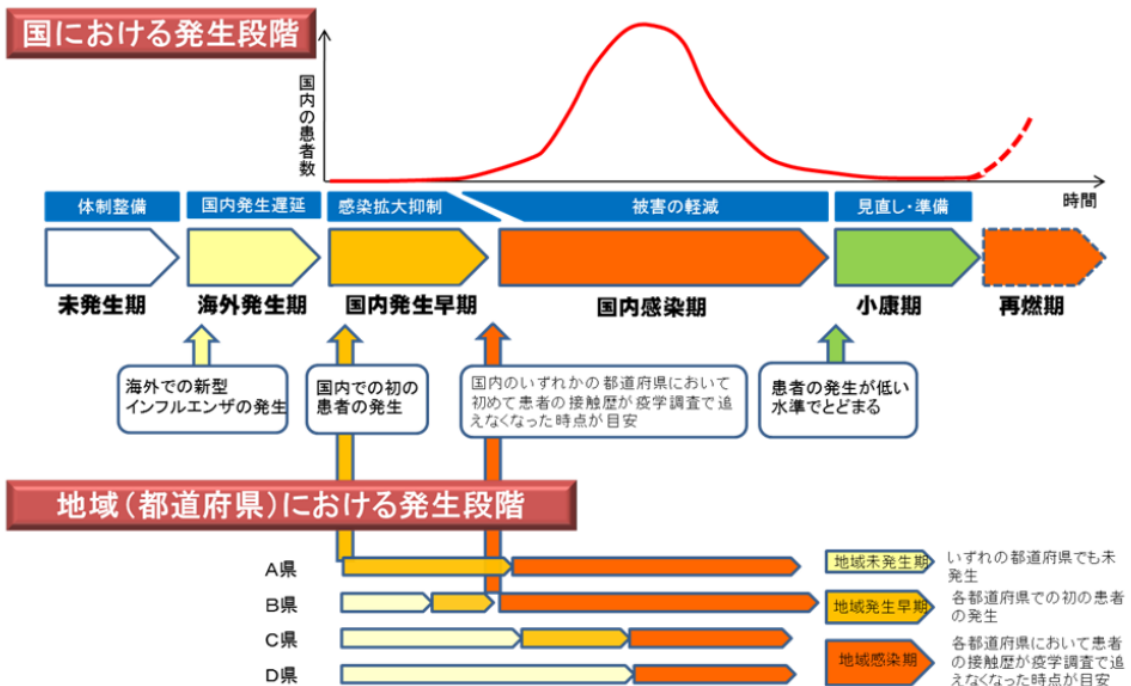
市は、市行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階>

| 発生段階 | 状態 | |
|--------|---|---|
| 未発生期 | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 | |
| 海外発生期 | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 | |
| 国内発生早期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | (市内未発生期) 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 |
| | | (市内発生早期) 府内で新型インフルエンザが発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 |
| 国内感染期 | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 | (市内感染期) 府内で新型インフルエンザが発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少 |
| | | (市内未発生期) 府内で新型インフルエンザ等が発生していない状態 |
| 小康期 | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 | |

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び府行動計画に基づく対策を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、対応マニュアル等に定めることとする。

市行動計画における市内各部署の主な役割は次の通り。

- 保健福祉部・・・市行動計画の策定及び対応マニュアルの策定に関する事、連絡調整会議及び市対策本部の設置に関する事、京都府、医師会等関係機関等との連絡調整に関する事、情報収集及び情報提供に関する事、市民からの相談対応に関する事、要援護者の支援に関する事、特定接種、住民接種等予防接種に関する事
- 企画管理部・・・市対策本部の設置に関する事、関係機関等との連絡調整に関する事、情報収集及び情報提供に関する事、市民への周知等広報に関する事、地方公務員に対する特定接種等予防接種に関する事
- 市民環境部・・・埋火葬に関する事、市民からの相談対応に関する事
- 産業振興部・・・物資の安定供給に関する事、関係機関等との連絡調整に関する事
- 水道部・・・水の安定供給に関する事
- 教育委員会・・・学校の休校等に関する事、住民接種等予防接種に関する事
- 市民病院・・・予防接種に関する事
医療体制の整備等に関する事
- 全部署・・・まん延防止に関する事

未発生期

1 未発生期

| |
|--|
| 未発生期 |
| ・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況 |
| 目的： 発生に備えて体制の整備を行う |
| 対策の考え方 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえ、国・府・近隣市町等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識の共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 |

(1) 実施体制

① 市行動計画等の作成

・市は、特措法に基づき、政府行動計画及び府行動計画等を踏まえ、未発生期から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(健康増進課)

② 連携強化

・市は、府、近隣市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康増進課・危機管理・防災課)

(2) 情報提供・共有

○ 体制整備等

・市は、未発生期から、情報収集・提供体制を整備し、国及び府が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。(健康増進課・危機管理・防災課)

・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国及び府の要請に基づき、相談窓口(専用コールセンター等)を設置する準備を進める。(健康増進課・市民相談課)

・市は、未発生期から国、府、近隣市町及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。(健康増進課)

・市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、府保健所との連携の下、市民が

混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(健康増進課)

(3) まん延防止に関する措置

○感染対策の実施

・市は、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(全部署)

(4) 予防接種

①特定接種の位置づけ

・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。
・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体として接種を実施する。

②特定接種の準備

・市は、必要に応じ、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(健康増進課)
・市は、必要に応じ、国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康増進課)
・市は、特定接種の対象となり得る市職員について、厚生労働省宛てに人数を報告する。(職員課)
・市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。(健康増進課・全部署)

③住民接種の位置づけ

・住民接種は、全市民を対象とする(在留外国人を含む。)(健康増進課・市民課)
・市が実施主体として接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。(健康増進課・市民課)
・上記以外にも住民接種の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。(健康増進課・市民病院)

④住民接種の準備

- ・住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。(健康増進課・関係部署)
- ・市は、住民接種については、国及び府の協力を得ながら、全市民が速やかに接種することができるよう、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、接種体制の構築を図る。(健康増進課)
- ・市は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(健康増進課)
- ・市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。(健康増進課・関係部署)
- ・市は、円滑な接種の実施のために、府の技術的支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種を可能にするよう努める。(健康増進課)

- ・市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(健康増進課)
- ・市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等と連携の上、接種体制を構築する。(健康増進課)
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する市民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等)
- ・市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。(健康増進課・関係部署)

(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

①要援護者への生活支援

- ・市は、府内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援の内容(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)や支援体制の構築、搬送、死亡時の対応等について、国及び府の要請に基づき、府と連携して要援護者の把握とともにその具体的手順を決めておく。また、あらかじめ在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。(保健福祉部)
- ・市町村は最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、市は、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図

るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（保健福祉部・広報広聴課・市民相談課）

- ・市における要援護者とは、原則として災害時要援護者避難支援対策事業における個別支援計画策定済みの者をいう。（保健福祉企画課）

- ・要援護者の個人情報を活用するときは、市において、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行ない、若しくは弾力的な運用を検討しておくことが必要である。（保健福祉企画課）

- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市は、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（保健福祉部）

- ・市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。（保健福祉部）

- ・市は、地域に必要な物資、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進める。（保健福祉部・観光まちづくり室・企業立地・雇用促進課）

- ・支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。（保健福祉部・職員課）

- ・市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。（健康増進課・危機管理・防災課）

②火葬等の把握

- ・市は、府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民課・斎場）

- ・市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。（生活環境課・市民課・斎場）

- ・市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）を把握し、その数について府が調査する場合に協力する。

(健康増進課・市民課・斎場)

・市は、府の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。(健康増進課・市民課・斎場)

③物資及び資材の備蓄等

・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、施設及び設備の整備等に努める。(健康増進課)

(6) サーベイランス・情報収集

○情報収集

・市は、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するために府が行う学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に、学校等の設置者として協力する(教育委員会・健康増進課)

(7) 医療

○地域医療体制の整備

・市は、府が設置する二次医療圏等の圏域を単位とし、府保健所を中心として、医師会、薬剤師会、指定(地方)公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。(健康増進課・市民病院)

2 海外発生期

| |
|--|
| 海外発生期 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等 |
| <p>目的</p> <p>新型インフルエンザ等の発生に備えての体制整備を行う</p> |
| <p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 府は、海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、府内事業者、府民に準備を促す。 4) 府は、検疫等により、府内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。 |

(1) 実施体制

○連絡調整会議の設置

・市は、海外発生期において、政府対策本部又は府対策本部が設置された場合は、庁内各部署一体となった取り組みを推進するため、連絡調整会議を設置する。(健康増進課)

(2) 情報提供・共有

① 相談窓口の体制

・市は、国及び府の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。(健康増進課・市民相談課)

・また、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。(健康増進課・市民相談課)

② 情報提供方法

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び府が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。(健康増進課・広報広聴課)
- ・新型インフルエンザ等の発生時において、市は、厚生労働省が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を市が設置する医療機関における医療従事者に対し提供する。(健康増進課・市民病院)
- ・市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受け取り手に応じた情報提供手段を講じる。(保健福祉部・広報広聴課)
- ・市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(健康増進課・広報広聴課・市民相談課)

(3) まん延防止に関する措置

○ 感染対策の実施

- ・市は、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(保健福祉部・全部署)
- ・市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び府から示される学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、市が設置する学校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。(健康増進課・教育委員会)
- ・市は、国及び府の要請に基づき、市が設置する医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。(保健福祉部)

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国及び府と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課・職員課)

② 特定接種の広報・相談

- ・市は、特定接種の対象者に対して、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康増進課・職員課)

③ 住民接種

・市は、府の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康増進課・関係部署)

④ 情報提供

・市は、国及び府からワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報を入手し、市民に対し積極的に情報提供を行う。(健康増進課・広報広聴課)

(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

① 要援護者対策

・新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(保健福祉部)

② 遺体の火葬・安置

・市は、府の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こり得る場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(健康増進課)

・市は、府の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。(健康増進課)

(6) サーベイランス・情報収集

○発生時の情報収集

・市は、感染拡大を早期に探知するため、国及び府が学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する際に、これに協力する。(教育委員会・保健福祉部)

(7) 医療

・市は、市が設置する医療機関において、府からの要請に応じて、医療体制の整備等について協力を行う。(市民病院)

国内発生早期

3 国内発生早期

| |
|--|
| <p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none">・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>〈府内未発生期〉 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>〈府内発生早期〉 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> |
| <p>目的</p> <ol style="list-style-type: none">1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。2) 患者に適切な医療を提供する。3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 |
| <p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。府内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、市は、より積極的な感染対策等をとる。2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。3) 市内で発生した場合には、早期に発見できるよう市内のサーベイランス、情報収集体制を強化する。4) 府内での患者数が少なく、症状や治癒に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国及び府からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。5) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。6) 府内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 |

(1) 実施体制

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

○市対策本部の設置

- ・市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置する。(健康増進課・危機管理・防災課)

(2) 情報提供・共有

①相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化する。(健康増進課・市民相談課)
- ・市は、国及び府が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(健康増進課・危機管理・防災課・企画政策課・広報広聴課)
- ・市は、市民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや、近隣市町や関係機関等から寄せられる情報を府に提供する。(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課・市民相談課)

②情報提供方法

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や府と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課)

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。

③情報共有

- ・市は、国、府、近隣市町、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課)

(3) まん延防止に関する措置

○感染対策の実施

- ・市は、市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(全部署)
- ・市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び府から示される学

校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、市が設置する学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（健康増進課・教育委員会）

・市は、国及び府の要請に基づき、市が設置する医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住及び利用する施設等における感染対策を強化する。（保健福祉部）

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

・市は、府から特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限の要請があった場合には、市が設置する学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に定める施設に限る。）において、要請の内容に基づき、臨時休業等の措置を行う。（保健福祉部・教育委員会）

（4）予防接種

① 住民接種

・市は、市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。（健康増進課）

・市は、市民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。（健康増進課・広報広聴課）

・市は、接種の実施に当たり、国及び府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市民を対象に集団的接種を行う。（健康増進課・関係部署）

・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ることが必要である。（健康増進課・広報広聴課）

・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。（健康増進課）

・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。（健康増進課）

・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原

国内発生早期

則として100人以上を単位として接種体制を構築する。(健康増進課)

・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。

(健康増進課)

・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。(健康増進課・市民病院)

・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。(保健福祉部)

② 住民接種の広報・相談

・市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。(健康増進課・市民相談課)

・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。(健康増進課・広報広聴課)

③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

・市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康増進課)

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

① 市民に対する予防接種の実施

・市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康増進課)

※市民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。

② 住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

国内発生早期

- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・ これらを踏まえ、広報にあたっては、本市は次の点に留意する。（健康増進課・広報広聴課）
- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c. 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ 市は、市民に対し、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。（健康増進課・広報広聴課）

（5）市民生活・市民経済の安定に関する措置

① 要援護者対策

- ・ 市は、市行動計画に基づき、要援護者対策を実施する。（保健福祉部）
- ・ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。（保健福祉部）
- ・ 新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（保健福祉部）

② 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、府と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。（健康増進課・市民課・斎場）
- ・ なお、非透過性納体袋については、府が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。
- ・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（健康増進課・市民課・斎場）

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

① 水の安定供給

国内発生早期

・市は、水道事業者として、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道部)

② 生活関連物資等の価格の安定等

・市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(健康増進課・観光まちづくり室・企業立地・雇用促進課・市民相談課)

(6) サーベイランス・情報収集

○発生時のサーベイランスへの協力

・市は、海外発生期に引き続き、国及び府が行う新型インフルエンザ等患者等の全数把握及び学校等での集団発生の把握等の調査に協力する。(健康増進課・危機管理・防災課・教育委員会)

(7) 医療

・市は、市が設置する医療機関において、府からの要請に応じて、医療体制の整備等について協力を行う。(市民病院)

国内感染期

4 国内感染期

| |
|--|
| <p>国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none">・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>〈府内未発生期〉 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>〈府内発生早期〉 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>〈府内感染期〉 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)</p> |
| <p>目的</p> <ol style="list-style-type: none">1) 医療体制を維持する。2) 健康被害を最小限に抑える。3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 |
| <p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、必要な対策の判断を行う。3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。4) 流行のピーク時の入院患者や重傷者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必 |

要なライフライン等の事業活動を継続する、また、その社会活動をできるだけ継続する。

- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者者数や重傷者数を抑え、医療体制の負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

○市対策本部の設置

- ・市は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。(健康増進課・危機管理・防災課)

(2) 情報提供・共有

①相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化する。(健康増進課・市民相談課)
- ・市は、国及び府が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(健康増進課・危機管理・防災課・企画政策課・広報広聴課)
- ・市は、市民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや、近隣市町村や関係機関等から寄せられる情報を府に提供する。(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課・市民相談課)

②情報提供方法

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や府と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課)

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。

③ 情報共有

- ・市は、国、府、近隣市町、関係機関等と、インターネット等を活用したリアルタイム

かつ双方向の情報共有を継続し、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。
(健康増進課・危機管理・防災課・広報広聴課)

(3) まん延防止に関する措置

○まん延防止対策

- ・市は、引き続き市民に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(全部署)
- ・市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び府から示される学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を活用しつつ、市が設置する学校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。(教育委員会・健康増進課)
- ・市は、引き続き、国及び府の要請に基づき、市が設置する医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住及び利用する施設等における感染対策を強化する。(保健福祉部)

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

- ・市は、府から特措法第45条第2項の規定による施設の使用制限の要請があった場合には、市が設置する学校、保育所等において、臨時休業等の措置を行う。(教育委員会・保健福祉部)

(4) 予防接種

① 住民接種の実施

- ・市は、緊急事態宣言が発出されていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。(健康増進課)
※住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。

② 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(健康増進課)

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

○住民接種の実施

- ・市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康増進課)
※市民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。
※住民接種の広報・相談については、国内発生早期(緊急事態宣言が発出されている

場合の措置)の項を参照。

(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

① 要援護者対策

・市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び府と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(保健福祉部)

・市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(健康増進課)

② 在宅で療養する患者への支援

・市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供及び医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(保健福祉部)

・市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報紙やHP等を活用して、感染対策に努めるよう指導する。(健康増進課・広報広聴課)

③ 遺体の火葬・安置

・市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(健康増進課・市民課・斎場)

・市は、府と連携し、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う。(健康増進課・危機管理・防災課)

・市は、府と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康増進課・危機管理・防災課・市民課・斎場)

・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、府の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(健康増進課・危機管理・防災課・市民課・斎場)

・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力に

ついて最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(健康増進課・危機管理・防災課・市民課・斎場)

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

①水の安定供給

・市は、水道事業者として、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道部)

②生活関連物資等の価格の安定等

・市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び府と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(健康増進課・観光まちづくり室・企業立地・雇用促進課)

・市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(健康増進課・広報広聴課・市民相談課)

・市は、国及び府が実施する措置について、市行動計画に定めるところにより市民等への適切な周知等に努めるものとする。(健康増進課・広報広聴課)

③遺体の火葬・安置

・市は、府の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。(市民課・斎場)

・市は、府の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康増進課・市民課・斎場)

・市は、特措法第38条に規定する特定市町村となった場合には、府が埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、府が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。(健康増進課・市民課・斎場・生活環境課)

- a. 死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置につ

国内感染期

いて、状況に応じて検討する。

・埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき、埋火葬に係る手続を行う。（健康増進課・生活環境課）

④要援護者対策

・市は、国及び府の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉部）

（6）サーベイランス・情報収集

○サーベイランスへの協力

・市は、国及び府が、患者数の発生状況等を踏まえ、サーベイランスを変更したときには、これに協力する。（健康増進課・危機管理・防災課・教育委員会）

（7）医療

・市は、市が設置する医療機関において、府からの要請に応じて、医療体制の整備等について協力をを行う。（市民病院）

5 小康期

| |
|--|
| 小康期 |
| ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行はいったん終息している状況 |
| 目的 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 |
| 対策の考え方 1) 第二波の流行の備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

(1) 実施体制

○市対策本部の閉鎖

- ・ 市は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を閉鎖する（健康増進課・危機管理・防災課）

(2) 情報提供・共有

○相談窓口の体制の縮小

- ・ 市は、国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を縮小する。（健康増進課・市民相談課）

(3) 予防接種

① 住民接種の実施

- ・ 市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言が発出されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。（健康増進課）

※住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。

② 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（健康増進課）

緊急事態宣言が発出されている場合の措置

○住民接種の実施

・市は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による市民に対する予防接種を進める。(健康増進課)

※市民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。

※住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

(4) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

○要援護者対策

・市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(保健福祉部)

(5) サーベイランス・情報収集

○サーベイランスへの協力

・市は、再流行を早期に探知するため、国及び府が学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する際に、これに協力する。(教育委員会・健康増進課)

特定接種

特定接種の対象となり得る業種・職務について

府行動計画より

府は、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|---------------|-----|--|------------------------|-------|
| 新型インフルエンザ等医療型 | A-1 | 新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション | 新型インフルエンザ等医療の提供 | 厚生労働省 |
| 重大・緊急医療型 | A-2 | 救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関 | 生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供 | 厚生労働省 |

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

特定接種

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|-------------------------------|------------|--|---|-------|
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | B-1 | 介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業(通所、短期入所を除く)、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設 | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供 | 厚生労働省 |
| 医薬品・化粧品等卸売業 | B-2 B-3 | 医薬品卸売販売業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売 | 厚生労働省 |
| 医薬品製造業 | B-2 B-3 | 医薬品製造販売業 医薬品製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産 | 厚生労働省 |
| 医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業 | B-2 B-3 | 医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売 | 厚生労働省 |
| 医療機器製造業 | B-2 B-3 | 医療機器製造販売業 医療機器製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産 | 厚生労働省 |
| ガス業 | B-2 B-3 | ガス業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 銀行業 | B-2 | 中央銀行 | 新型インフルエンザ等発生 | 財務省 |

特定接種

| | | | | |
|---------|------------|----------------------------------|---|-------|
| | | | 時における必要な通貨および金融の安定 | |
| 空港管理者 | B-2 B-3 | 空港機能施設事業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用 | 国土交通省 |
| 航空運輸業 | B-2 B-3 | 航空運送業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 | 国土交通省 |
| 水運業 | B-2 B-3 | 外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務 | 国土交通省 |
| 通信業 | B-2 B-3 | 固定電気通信業 移動電気通信業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保 | 総務省 |
| 鉄道業 | B-2 B-3 | 鉄道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 | 国土交通省 |
| 電気業 | B-2 B-3 | 電気業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 道路貨物運送業 | B-2 B-3 | 一般貨物自動車運送業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送 | 国土交通省 |
| 道路旅客運送業 | B-2 B-3 | 一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送 | 国土交通省 |
| 放送業 | B-2 B-3 | 公共放送業 民間放送業 | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供 | 総務省 |
| 郵便業 | B-2 B-3 | 郵便 | 新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保 | 総務省 |

特定接種

| | | | | |
|---------------|-----|--|--|--|
| 映像・音声・文字情報制作業 | B-3 | 新聞業 | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供 | — |
| 銀行業 | B-3 | 銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給 | 金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省 |
| 河川管理・用水供給業 | — | 河川管理・用水供給業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理 | 国土交通省 |
| 工業用水道業 | — | 工業用水道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 下水道業 | — | 下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業 | 新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営 | 国土交通省 |
| 上水道業 | — | 上水道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給 | 厚生労働省 |
| 金融証券決済事業者 | B-4 | 全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関 | 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持 | 金融庁 |
| 石油・鉱物卸売業 | B-4 | 石油卸売業 | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPGを含む）の供給 | 経済産業省 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | B-4 | 石油精製業 | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造 | 経済産業省 |

特定接種

| | | | | |
|---------------|-----|---|---|----------------|
| 熱供給業 | B-4 | 熱供給業 | 新型インフルエンザ等発生時における熱供給 | 経済産業省 |
| 飲食料品小売業 | B-5 | 各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整製粉乳をいう。以下同じ。）の販売 | 農林水産省 経済産業省 |
| 各種商品小売業 | B-5 | 百貨店・総合スーパー | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売 | 経済産業省 |
| 食料品製造業 | B-5 | 缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。） | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整製粉乳をいう。以下同じ。） | 農林水産省 |
| 飲食料品卸売業 | B-5 | 食料・飲料卸売業 卸売市場関係者 | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給 | 農林水産省 |
| 石油事業者 | B-5 | 燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド） | 新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給 | 経済産業省 |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 火葬・墓地管理業 | 火葬の実施 | 厚生労働省 |

特定接種

| | | | | |
|---------------|-----|----------|-------------------------------|-------|
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 冠婚葬祭業 | 遺体の死後処置 | 経済産業省 |
| その他小売業 | B-5 | ドラッグストア | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売 | 経済産業省 |
| 廃棄物処理業 | B-5 | 産業廃棄物処理業 | 医療廃棄物の処理 | 環境省 |

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|---|-----|------|
| 政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府対策本部の事務 | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務 | 区分1 | 内閣官房 |
| 政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供 | 区分1 | 内閣官房 |
| 各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。） | 区分1 | 各府省庁 |
| 各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 | 区分1 | 各府省庁 |

特定接種

| | | |
|--|-----|------------------------------|
| ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ | | |
| 諸外国との連絡調整、在外邦人支援 | 区分1 | 外務省 |
| 検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務) | 区分1 | 厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省 |
| 国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製 | 区分1 | 厚生労働省 |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府) | 区分1 | 内閣官房法制局 |
| 都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | — |
| 都道府県対策本部の事務 | 区分1 | — |
| 市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | — |
| 市町村対策本部の事務 | 区分1 | — |
| 新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握 | 区分1 | — |
| 住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取 | 区分1 | — |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。) | 区分1 | — |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告 | 区分1 | — |
| 国会の運営 | 区分1 | — |
| 地方議会の運営 | 区分1 | — |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府) | 区分1 | — |

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|-------------------------------------|-----|------|
| 令状発付に関する事務 | 区分2 | — |
| 勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務 | 区分2 | 法務省 |
| 刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備 | 区分2 | 法務省 |

特定接種

| | | |
|--|------------|--------------|
| 医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動 | 区分1 区分2 | 警察庁 |
| 救急 消火、救助等 | 区分1 区分2 | 消防庁 |
| 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持 | 区分1 区分2 | 海上保安庁 |
| 防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督 | 区分1 区分2 | 防衛省 |
| 国家の危機管理に関する事務 | 区分2 | 内閣官房 各府省庁 |

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

(1) 実施体制

国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知及び府の対策に基づき、対策を協議し、実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、府と連携し、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

①市は、府と連携し、市内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。

②市は、府から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を受け、また、市民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 府内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

①府が、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。

②府が、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

(4)-1-2 家きん等への防疫対策

鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起す可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家禽での発生を予防するため、次の対策を実施する。

①府が、府内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

②府内で鳥インフルエンザが発生した場合、府が、国との連携を密にし、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針とともに府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づき、総合的な対策を関係部局の緊密な連携のもとに講じる。

(5) 医療

(5)-1 府内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

①府は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、原則として第1種感染症指定医療機関で適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。

鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）の患者（疑似症患者を含む。）と診断されれば、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。

②府は、必要に応じ、患者の検体について保健環境研究所でH5亜型及びN7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

府は、以下の対策を行う。

①海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。

②発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

【用語解説】※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は、さらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

○ 帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するのから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り又は監視制度のこと。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えおそれがあると認められるもののこと。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

- 致命率（Case Fatality Rate）
流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

- 鳥インフルエンザ
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- 濃厚接触者
患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。

- パンデミック
感染症の世界的大流行のこと。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

- プレパンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

- り患
病原体に接触したことにより、感染症にかかったことをいう。

舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画

策定年月日：平成 26 年 10 月 24 日

舞鶴市保健福祉部健康増進課

〒625-0087 舞鶴市余部下 1167 舞鶴市保健センター

TEL 0773-65-0065 FAX 0773-62-0551

E-Mail kenzo@post.city.maizuru.kyoto.jp